

徳島県告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、徳島県に意見書を提出することができる。

令和四年一月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の案の概要

- 1 都市計画の名称 貞光都市計画
- 2 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 主な計画変更の内容
 - (一) 基本的考え方を追加する。
 - (二) 都市計画の目標を変更する。
 - (三) 主要な都市計画の決定の方針を変更する。

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 追加する部分
なし
- 2 削除する部分
なし
- 3 変更する部分
なし

三 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及びつるぎ町建設課

四 縦覧期間

令和四年一月五日（水曜日）から同月十九日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで